

## 公認欠席の取扱い

学則に定める休業日以外の日において、以下の事由による授業欠席は、欠席回数に算入しない公認欠席とする（大学：履修規程第6条1項、短大：履修規程第7条1・2項）。公認欠席の取扱いを受けようとする場合は、事前または事後1週間以内に、所定の公欠願に所定の書類（大学：履修規程第6条4項、短大：履修規程第7条5項）を添付して事務局へ提出し、学長の許可を受けなければならない。なお、公認欠席の日数は、履修規程第6条2・3項（大学）、履修規程第7条3・4項（短大）に基づいて認める。

（公認欠席となる事由）

- （1）配偶者および2親等以内の親族の死亡による忌引き  
（配偶者、父母[養父母を含む]、祖父母、兄弟、姉妹）
- （2）災害または交通機関の事故やストライキ等により、通学不能の場合
- （3）学校保健安全法施行規則第19条に基づく伝染病にかかった場合
- （4）学生が大学の代表として、大学が特に認める行事に参加する場合
- （5）その他、大学が特に認めた場合

※詳細については、「学生便覧」履修規程を参照